

バス運行、子どもの医療費無料化年齢拡大を いのけんが総会

南アルプス市や増穂町で、社会保障の充実や住民生活の向上を求めて活動している「いのちと健康を守る会峡西峡南地域連絡会」（略称=いのけん）の第20回総会が7月27日、南アルプス市内で開かれました。

お年寄りをはじめとする交通弱者のための「デマンドバス」の運行や、子どもの医療費窓口無料化（現行は小学6年生まで）の対象年齢拡大、国保の保険料・一部負担金の減額・免除などを求める運動の推進を盛り込んだ方針などが採択されました。

討論では、後期高齢者医療制度廃止を求める運動や、諸要求を掲げての自治体交渉、「お金がなくて医療を受けられない」



南アルプス市内で開かれた「いのけん」の総会=7月27日

という深刻な実態などが語り合われました。

冒頭で深沢真吾会長は、「この1年間は、社会保障運動や、医師不足の解消を求める世論が大きく前進した。運動がより広く認知されるよう、いっそうがんばりましょう」とあいさつしました。

「都留市の福祉と医療をよくする会」が総会

「都留市の福祉と医療をよくする会」は8月1日、同市内で総会を開きました。総会では、「払える国保税」の実現や市立病院の分娩体制の回復、バスの運行などを求めて活動する計画が採択されました。

事務局から、後期高齢者医療制度廃止や最低保障年金制度の

創設を求める署名活動など、最近1年間に取り組んだ運動について報告がありました。

討論では、「介護保険料を払えない高齢者が、身近なところでも増えている」「知人の業者が倒産した」「後期高齢者医療制度で保険料が上がった人がいる」などの声が出されました。

甲州市 子どもの医療費助成を拡大へ

甲州市の田辺篤市長はこのほど、子どもの医療費助成の対象年齢を、来年度から通院、入院とも小学3年生までへ拡大する意向を明らかにしました。

同市では07年2月に「子どもの医療費助成を小学6年生まで実現する会」が結成されました。これまでに7012人の署名が集まり、08年9月には賛同者114人の名前を連ねたチラシを配布するなど、期待が広がっていました。

介護保険の問題学ぶ 山梨民医連

山梨民医連は7月7日、10年目を迎えた介護保険制度の問題点についての学習会を、甲府市内で開きました。140人が参加し、全日本民医連の林泰則事務局次長が講演しました。

講演後、学習や署名・宣伝行動、調査活動、自治体との対話などを旺盛にすすめることが確認されました。（講演要旨を今号の2面と次号に分けて掲載します）



都留市で開かれた「よくする会」の総会=8月1日

“使える制度”を紹介 県社保協がポスター

山梨県社保協はこのほど、生活費や医療費がないときや、保険証がないときなどに使える公的制度を紹介する屋内用ポスターを作成しました。（写真）

山梨民医連加盟の病院、診療所などで張り出されています。

7月24日には、甲府駅南口で社会保障充実を求める街頭宣伝を実施し、ポスターを縮小印刷したチラシを配りました。



第37回中央社会保障学校のご案内

第37回中央社会保障学校が9月3～5日の3日間、秋田市の「秋田温泉さとみ」で開かれます。奮ってご参加ください。お申し込みは、山梨県社保協事務局（055-222-5882）まで、電話かファックスで。締め切りは8月24日です。

日程や講師、演題などは以下の通りです。

3日午後「改憲・構造改革をめぐる新情勢と憲法闘争」
渡辺 治氏（一橋大学大学院教授）
「新たな福祉国家の実現に向けて」

後藤道夫氏（都留文科大学教授）
4日午前「社会保障の再構築」 横山寿一氏（金沢大学教授）
午後 分科会講座 ①社会保障入門、②医療、③介護、
④国保、⑤年金

5日（9時～13時）
「認知症高齢者の不自由さを支え人権を守る課題を考える」
石倉康次氏（立命館大学教授）
「深刻化する高齢者の社会的孤立と生活保障のあり方」
河合克義氏（明治学院大学教授）

参加費 3日間=1万2千円、2日間=8千円 1日=4千円
（講師料・資料代・会場費込み、交通費別途）

宿泊費 秋田温泉さとみ
2泊4食=3万円（1泊2食=1万5千円）
弁当代 4日昼食=1,100円

介護保険10年目！ その問題点は！？ (上)

09年度改定の問題点

全日本民医連事務局次長

林 泰則氏の講演から



介護報酬引き上げは 成果だが

2009年度改定で、介護報酬が3%引き上げられました。介護保険創設以来、初のプラス改定であり、世論と運動の大きな成果であることをまず確認したいと思います。

今回の改定の問題点はまず、介護保険創設時から累計で5%近く引き下げられている(03年度は-2.3%、06年度は-2.4%)ため、3%程度の引き上げでは「雀の涙」「焼け石に水」ということです。

2つめは、基本報酬の引き上げによる「底上げ」ではなく、加算が中心ということです。介護労働者の処遇改善の柱とされる「体制」に対する加算について、厚生労働省に質問したところ、「6~7割程度」の事業所が算定できる見込みと回答してきました。逆に考えると3~4割は算定できないということです。おそらく小規模で体制が大変な事業所ほど、今回の改定は厳しい中身だと思えます。

介護報酬は引き上げられまし

たが、利用料の軽減や支給限度額の引き上げなどの措置はとられませんでしたので、利用料アップや限度額超えによる利用制限が起きている。全日本民医連の調査(4月分速報値)では、利用への支障が167件も出たことがわかりました。75歳以上の方や、中~重度の要介護度の方、ひとり暮らしの方、生活保護受給者の比率が高いという結果が出ました。利用者の立場に立っても、今回の改定は問題です。

新制度で軽度へ誘導

要介護認定は、認定調査結果をコンピュータで処理して1次判定の結果を出し、認定審査会で最終的な結果を出す流れとなっています。今年4月から、認定のすべての段階にわたって、大幅な見直しがされました。

認定調査の項目は82から74へと減らされました。

介助が必要と判断する基準も見直されました。例えば以前は、しっかりと10分間程度座っていられれば「座位の保

持ができる」と判定していました。新しい基準では、座り方は問わずに1分間程度が目安とされました。重度の方で移乗介助の機会がない場合は「全介助」と判定されていましたが、新基準では「自立」となりました。髪の毛が無い人の整髪は、タオルで拭いたりする類似行為で勘案して判断していましたが、新基準では「自立」とされました。

厚生労働省は「自立」「介助なし」という表現を、実施1週間位前になって「介助していない」に改めました。しかし本質は変わっていません。

以前は認定審査会で判定していた、「要介護1相当」の人たちの「要介護」「要支援」への振り分けは、新方式ではコンピュータ処理になりました。1次判定の妥当性を検証するための審査資料も削られました。1次判定で軽度に誘導し、2次判定での変更が難しくして、全体として軽度判定が進むということです。(注)

厚生労働省は、認定更新申請者が事前に希望していれば、もとの介護度が維持されるという「経過措置」を設けました。趣旨として「必要なサービスの安定的な提供を確保する」「利用者の不安を解消する」「混乱を防止する」とされています。裏を返せば、必要なサービスは確保されず、混乱が起こり、利用者の不安は高まるということを厚生労働省が認めているということです。

笛吹市では、従来ならば「要介護3」の人が新基準では「要介護1」とされました。「経過措置」がなければ2段階も下がったということです。北海道帯広市では軽度に判定された人が3割を超えました。おおかたの市町村で、同様の判定が出るのではないのでしょうか。

(次号へ続く)

注 新認定制度を大幅見直しへ

厚生労働省は7月28日に開かれた検討会で、新制度で認定が軽度化する事実を認め、74項目の聞き取り調査のうち43項目の基準を見直す案を提示し、

了承されました。

見直し案は、①実際に行なわれている介助で機械的に判断することをやめ、介助が不適切な場合は適切な介助を選ぶことにするなど、4点にわたり基本的な考え方を変更、②「座位を保持できるか」の判断基準をもとに戻すなど、個別に17項目の基準を変更—の2点です。4月からの制度変更の誤りを認めざるを得なくなったものです。

見直した調査基準での認定を10月1日にも開始し、「経過措置」を解除します。その後、再度検討会を行い、見直し後の認定結果を検証する意向です。

2009年7月16日(毎月10日発行)(VOL.4) 通巻425号 昭和41年7月5日第4種郵便物認可

「社会保障」誌の夏号

麻生政権の経済対策を斬る
山本徳太郎 著

運動が勝ち取った数々の成果
現代の問題とその取り組み
国民健康保険制度・介護保険制度・生活保護制度・後期高齢者医療制度
医師養成救済問題・社会福祉予算・障害者自立支援法

子どもたちの貧困 貧困の世代間連鎖と固定化
高橋信一 著

福祉労働は公務労働である
保育・介護専門性逆行への批判
泉谷昭雄 著

「社会保障」誌の夏号

№.425 2009

中央社会保険推進協議会

「社会保障」誌の見本と購読のお申し込みは

県社保協事務局055(222)5882まで。
誌代は1年分(隔月刊、6冊)4800円の前納制です。
編集・発行 中央社会保険推進協議会